

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	障害者移動費用支援手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、障害者移動費用支援手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和2年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者移動費用支援手当の支給に関する事務
②事務の概要	東村山市障害者移動費用支援手当支給条例(平成31年東村山市条例第4号)に基づき障害者移動費用支援手当の支給に関する下記の事務を行う。 ・認定申請に関する事務 ・資格確認に関する事務 ・資格喪失に関する事務
③システムの名称	・障害福祉システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者移動費用支援手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表第1 5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害支援課
②所属長の役職名	健康福祉部 障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
-------------	--

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	----------	----------

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	評価書名	東村山市 障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する事務 基礎項目評価書	障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②	小倉 宏幸	健康福祉部 障害支援課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7	郵便番号189-8501 東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係 住所:東京都東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8	郵便番号189-8501 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 住所:東京都東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-393-6846	東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1~9	様式変更による	IVリスク対策 1~9	事後	
令和1年8月1日	評価書名	障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する事務 基礎項目評価書	障害者移動費用支援手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年8月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東村山市は、障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東村山市は、障害者移動費用支援手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年8月1日	I-1-①事務の名称	障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する事務	障害者移動費用支援手当の支給に関する事務	事後	
令和1年8月1日	I-1-②事務の概要	東村山市障害者自動車ガソリン費等の補助に関する規則(平成元年東村山市規則第44号)に基づきガソリン費用やタクシー等の利用料金の補助に関する下記の事務を行う。 ・認定申請に関する事務 ・資格確認に関する事務 ・資格喪失に関する事務	東村山市障害者移動費用支援手当支給条例(平成31年東村山市条例第4号)に基づき障害者移動費用支援手当の支給に関する下記の事務を行う。 ・認定申請に関する事務 ・資格確認に関する事務 ・資格喪失に関する事務	事後	
令和1年8月1日	I-2特定個人情報ファイル名	障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金補助情報ファイル	障害者移動費用支援手当支給情報ファイル	事後	
令和1年8月1日	I-2特定個人情報ファイル名	障害者に対するガソリン費用やタクシー等の利用料金補助情報ファイル	障害者移動費用支援手当情報ファイル	事後	
令和1年8月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号189-8501 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 住所:東京都東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-393-6846	郵便番号189-8501 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 住所:東京都東村山市本町1-2-3 電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-395-2131	事後	
令和1年8月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	令和元年8月1日 時点	事後	
令和1年8月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	令和元年8月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和元年8月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年8月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	